

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三八〇

告示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

三八一

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件

三八二

○国土調査として指定した件

三八三

○道路の区域を変更する件三件

三八四

○道路の供用を開始する件二件

三八五

○車両制限令の規定により道路を指定する件

三八六

○車両制限令の規定により道路を指定し、及び通行方法を定める件

三八七

○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件

三八八

公告

○一般競争入札を行う件

三八九

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

三九〇

○土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件

三九一

福島県人事委員会

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

三九二

○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

三九三

正誤

○令和七年七月二十二付け定例第五百九十五号中

三九四

規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十九号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第七条の二 条例第八条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 二（略）	第七条の二 条例第八条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 二（略）

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 留置施設に留置されて令和七年六月一日より前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留の刑の

執行を受けている者に対するこの規則による改正後の県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第七條の二第一号の規定の適用については、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。
(職員業務課福利厚生室)

告 示

福島県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年八月二十二日から同年九月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか

二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし

三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年八月二十二日から同年九月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町政策推進課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズFC川俣店 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字学校前十五番地ほか

二 法第八條第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六條第三項の規定により、国土調査として令和七年八月二十二日次のとおり指定した。
令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行う者の名称

会津若松市

二 調査地域

会津若松市東山町大字湯本地区の一部

三 調査期間

令和七年九月二日から令和八年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
		変更後の別	(メートル)	
県道上名倉飯坂伊達線	福島市町庭坂字堰ノ内二七番一地从から同 市町庭坂字堰谷地二九番地先まで	変更前	一一・五〃 六二・五	一一一・〇
		変更後	一九・〇〃 六四・五	一二一・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八條第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三五二号	南会津郡南会津町福渡 三三番二地先から 同 郡同 町福渡 三二五番地先まで 南会津郡南会津町福渡 三二五番地先から 同 郡同 町松戸 原一二五番地先まで 南会津郡南会津町松戸 原一二五番地先から 同 郡同 町松戸 原一二九番地先まで 南会津郡南会津町松戸 原一二九番地先から 同 郡同 町松戸 原一四五番地先まで	変更前 の変更 別	A 五・七 一四・二 B 六・六 二〇・一 C 七・六 一〇・三 D 七・九 一〇・九	八八五・〇 一八四・七 二〇三・〇 二九九・二
	南会津郡南会津町福渡 三三番二地先から 同 郡同 町福渡 三二五番地先まで 南会津郡南会津町福渡 三二五番地先から 同 郡同 町松戸 原一二五番地先まで 南会津郡南会津町松戸 原一二五番地先から 同 郡同 町松戸 原一二九番地先まで 南会津郡南会津町松戸 原一二九番地先から 同 郡同 町松戸 原一四五番地先まで	変更後	A 一〇・二 一五・七 B 六・六 二〇・一 C 七・六 一〇・三 D 九・〇 一三・六 E 九・七	八八五・〇 一八四・七 二〇三・〇 二九九・二 二二〇・〇

三二四番地先から 同 郡同 町松戸 原二五番地先まで 南会津郡南会津町松戸 原二五番地先から 同 郡同 町松戸 原二九番地先まで	二九・四	F 一五・三 二五・〇	二四〇・〇
--	------	----------------	-------

(道路計画課)

福島県告示第五百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年八月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道幾世 橋小高線	双葉郡浪江町大字棚塩 字北棚二〇二番地先から 同 郡同 町大字棚塩 字北棚五〇三番地先まで	変更前 の変更 別	五・一 一七・五 五・一 一四・一	一九六・〇 一九六・〇
	双葉郡浪江町大字棚塩 字北棚三八九番地先から 同 郡同 町大字棚塩 字北棚三八九番地先まで	変更前 の変更 別	六・二 一六・一 五・七 八・〇	四〇・六 四〇・六

(道路計画課)

福島県告示第五百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道上名倉飯坂伊達線	福島市町庭坂字堰ノ内二七番一地先から 同 市町庭坂字堰ノ内八番一地先まで	令和七年八月二五日

(道路計画課)

福島県告示第五百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道幾世橋小高線	双葉郡浪江町大字棚塩字北棚二〇二番地先から 同 郡同 町大字棚塩字北棚五〇三番地先まで 双葉郡浪江町大字棚塩字北棚三八九番地先から 同 郡同 町大字棚塩字北棚三八九番地先まで	令和七年八月二二日

(道路計画課)

福島県告示第五百五十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路は、次のとおりである。

令和七年八月二十二日

一 指定する道路の路線名及び区間

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	区 間
国道一一八号	会津若松市飯寺北三丁目八番六地先から 同 市町北町中沢西一〇番地先まで

二 指定する期日 令和七年八月二十二日

(道路計画課)

福島県告示第五百六十号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定する道路並びに同令第十条第一項の規定により定める当該道路を通行する高さ高三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両の通行方法は、次のとおりである。

令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道一一八号	会津若松市飯寺北三丁目八番六地先から 同 市町北町中沢西一〇番地先まで
県道土湯温泉線	福島市松川町沼袋字北原八二番地先から 同 市松川町沼袋字北原九〇番一地先まで

二 指定する期日 令和七年八月二十二日

三 通行方法

高さが三・八メートルを超える四・一メートル以下の車両が一の表上欄に掲げる路線名の道路の同表下欄に掲げる区間を通行する場合は、次の方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横〇・二三メートル以上、縦〇・一二メートル以上（又は横〇・一二メートル以上、縦〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

（道路計画課）

福島県告示第五百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和七年八月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 御免町

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する一点から九点までを順次結んだ線及び九点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域 田村郡三春町

字御免町一四六番二

一点

北緯三七度二六分一九秒七八五六

一三五番一

二点

東経一四〇度二九分二〇秒五八〇五

一九四番

三点

北緯三七度二六分一九秒五九五一

一九三番四

四点

東経一四〇度二九分一九秒四九四七

一九三番三

五点

北緯三七度二六分一八秒七七七七

一九三番二

六点

東経一四〇度二九分一八秒七一九九

一九三番一

七点

北緯三七度二六分一九秒〇四七一

一九三番一

八点

東経一四〇度二九分一八秒九七五五

九点

北緯三七度二六分一九秒六一一四

東経一四〇度二九分二〇秒八五〇〇

（砂防課）

公告第156号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年8月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気 予定数量3,123,900kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和7年12月1日から令和8年11月30日まで
- (4) 供給場所 福島県県北保健福祉事務所（福島県福島市御山町8番30号）ほか15施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年9月18日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課
電話024-521-7220

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和7年8月22日（金）から同年9月18日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同月15日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年8月29日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年10月8日（水）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁西庁舎7階717会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年10月7日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単
価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）
及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一
月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使
用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に
記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1
円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落
札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載
すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply
for use at Ken-poku Public Health and Welfare Office and 15 other facilities
Planned annual power consumption: 3,123,900 kWh
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30p.m., 8 October 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15p.m., 7 October 2025
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Social Health and
Welfare Section, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural
Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7220

（保健福祉総務課）

公告第百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
三春町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 坂本 浩之

同 小松 茂行

同 佐久間 千佳

同 壁巢 幸弥

同 坂上 政一

同 過足 勝一

同 渡辺 倫良

同 渡辺 晃秀

同 武田 政市

同 渡邊 重吉

同 橋本 邦夫

同 近内 國男

同 影山 久平

同 柳沼 学

同 大内 大和

同 鳴原 実

就任した役員

役別 氏名

理事 坂本 浩之

同 小松 茂行

同 柳沼 学

同 影山 常光

同 武田 政市

同 影山 久平

同 八木沼 民春

同 千葉 喜代美

同 佐藤 和典

同 大内 大和

同 村上 信一

住所

田村郡三春町字荒町四四番地の二

同 町大字滝字岩ノ入一六五番地

同 町大字鷹巣字堤八四番地の二

同 町大字西方字後作一五三番地

同 町大字沼沢字猫ノ入二五番地

同 町大字過足字岩ノ入一〇六番地

同 町大字斎藤字長久保一五七番地

同 町大字貝山字古内八四番地

同 町大字柴原字神久保二四四番地の二

同 町大字樋渡字不動滝二二三番地

同 町大字根本字仲平七〇番地の二

同 町大字春田字蟹沢一七二番地

同 町大字鷹巣字日影八二番地の二

同 町大字貝山字山崎四七番地

同 町大字北町一五三番地

住所

田村郡三春町字荒町四四番地の二

同 町大字滝字岩ノ入一六五番地

同 町大字鷹巣字日影八二番地の二

同 町大字斎藤字戸ノ内一五三番地

同 町大字柴内字柴内四番地の三

同 町大字春田字蟹沢一七二番地

同 町大字過足字館四六番地

同 町大字西方字西方前一六三番地

同 町大字沼沢字新屋敷九四番地

同 町大字貝山字山崎四七番地

同 町大字柴原字杉山五〇番地

公告第百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、只見町土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった。

令和七年八月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名

理事 新國 真也

同 増子 伸一

同 影山 明夫

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

同 増子 伸一

（農村計画課）

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十二日

福島県人事委員会

委員長 千葉悦子

福島県人事委員会規則第十七号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「（一）の下に「条例」を加える。

第十四条の二第二項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第十四条の三第二項を次のように改める。

2 育児休業法第十九条第一項の規定による同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第二十条の次に次の一条を加える。

(三歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講じる期間)

第二十条の二 条例第十七条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間とする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(総務審査課)

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十二日

福島県人事委員会

委員長 千葉 悦子

福島県人事委員会規則第十八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成二十年福島県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「非常勤職員であつて、勤務日一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある」を削る。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(総務審査課)

正 誤

ページ	段	行
		正
		誤

○令和七年七月二十二日付け定例第五百九十五号中

三四九	上	後ろから一	十一月	八月
-----	---	-------	-----	----